

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度		令和 5 年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,612,506		11,674,204	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,890,776		2,920,990	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,820,470		8,826,787	
うち、外部流出予定額(△)	54,320		62,540	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 44,420		△ 11,740	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,660		12,191	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,660		12,191	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,623,167		11,686,395	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	134,544	—	172,806	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	134,544	—	172,806	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	193,774	—	283,694	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	328,319		456,500	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	11,294,847		11,229,895	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	51,271,763		53,791,288	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			—	
うち、上記以外に該当するものの額			—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—			
勘定間の振替分	—			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,950,018		5,596,303	
信用リスクアセット調整額	—		—	
フロア調整額	—			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	53,221,781		59,387,591	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.22		18.90	

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
 注 2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
 注 3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。